

【自主点検の手順について】

- ① 県監査指導室から事業所へ自主点検の指示。
- ② 事業所は自主点検を実施し、県監査指導室に点検結果を報告する。
 - ア 誤って請求した国保連への介護給付明細書を確認する。
 - イ 正しい介護給付費明細書を仮に作成する。
↓
ア、イを基に「被保険者返還金額一覧表」、「保険者別返還金一覧表」と「様式1 点検結果報告書」を作成する。
- ③ 県高齢福祉課から自主返還指導を行う。
事業所から提出された点検結果報告書に基づき、返還通知を事業所へ送付する。
- ④ 事業所は、保険者に連絡し、返還方法を話し合う。(保険者と直接返還手続きを行うか、国保連を通すのか。また、返還額を分割にできるのか等)
- ⑤ 事業所は、利用者に返還理由を説明し、負担額の返還を行う。
- ⑥ 事業所は、国保連を通して返還手続きをする場合は、国保連と調整する。
- ⑦ 事業所は、返還完了後（請求取り下げ、再請求後）「様式2 返還完了報告書」を県高齢福祉課及び各保険者に提出する。